## 一般財団法人京都市都市整備公社コンプライアンスに関する規程

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人京都市都市整備公社(以下「公社」という。)における コンプライアンスの取扱いを定めることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 公社は、次の各号に掲げる事項の実践をコンプライアンスの基本方針とする。
  - (1) 社会的責任と公共的役割を自覚し、健全な事業活動に努めるものとする。
  - (2) 公社理念・方針及び職員の行動指針に基づき、法令及び公社が定める規則等(以下「法令等」という。)を遵守し、適正な業務執行に努めるものとする。
  - (3) 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処するものとする。

(油用)

- 第3条 この規程は、公社のすべての事業活動に適用する。
- 2 この規程は、公社の役員及び職員(以下「役職員」という。)に適用するとともに、職員の服務に関する事項については、この規程のほか就業規程を適用する。

(役職員の責務)

第4条 役職員は,第2条に定める基本方針に従い,この規程及び法令等に違反する事業 活動を行ってはならない。

(コンプライアンス統括本部)

- 第5条 公社は、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統 括本部(以下「統括本部」という。)を設置する。
- 2 統括本部の本部長は、総務部長がこれにあたる。
- 3 統括本部に関する事項は別に定める。

(禁止事項)

- 第6条 役職員は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 自ら法令等に違反すること。
  - (2) 他の役職員に対し、法令等に違反する行為を指示し又は教唆すること。
  - (3) 他の役職員の法令等の違反行為を黙認すること。

(関係者等との関係)

- 第7条 役職員は、関係者等から法令等に違反する行為を持ちかけられたときは、これを 拒否しなければならない。
- 2 役職員は、関係者等から不当な金品の収受や接待を受けてはならない。

(調査及び報告)

- 第8条 役職員は、他の役職員がこの規程及び法令等に違反する行為をしていることを知ったときは、速やかに報告しなければならない。
- 2 前項による報告を受けたときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その結果に ついて本部長に報告するものとする。

(中止命令等)

第9条 本部長は、前条による調査において法令等に違反する行為があったと認めるときは、当該役職員に対して違反行為の中止を命ずるとともに、関係機関への通報など必要な措置を行うものとする。また、当該役職員が常勤役員の場合にあっては、関係法令等

- の定めにより監事のもとで、又は理事会若しくは評議員会において必要な措置を行うものとする。
- 2 本部長は、法令等に違反した職員の所属長に対してもその事実を伝え、必要な改善措置を求めるものとする。

(懲戒処分)

第10条 理事長は、法令等の違反行為を行った職員に対し、就業規程に定める懲戒処分 その他の措置を講じるものとする。

(免責の制限)

- 第11条 役職員は、次の各号に掲げる場合においても法令等の違反行為の責任を免れる ことはできないものとする。
  - (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
  - (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
  - (3) 公社の利益を図る目的で行ったこと。

(相談)

第12条 役職員は、自らの行動や事業活動が法令等に違反するかどうか判断に迷うときは、統括本部が定める相談窓口に相談し、指示を受けるものとする。

(研修等)

第13条 統括本部は、役職員のコンプライアンスに係る意識啓発や知識習得を図るため、 計画的に研修会等を開催するものとする。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附則

この規程は、一般財団法人京都市都市整備公社の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。